

「横瀬町省エネルギー型お試し体験住宅建設プロジェクト」

設計施工者選定公募型プロポーザル

実施要領

令和7年9月  
横瀬町環境課

## 1. プロポーザルの概要

・プロポーザルの名称：横瀬町省エネルギー型お試し体験住宅建設プロジェクト 設計施工者選定公募型プロポーザル

・実施主体：横瀬町

・事務局：横瀬町 環境課

電話 0494-25-0118

E-mail kankyou@town.yokoze.saitama.jp

## 2. 目的

町民の住環境の向上、脱炭素社会の推進のため、高気密高断熱の性能を体験及び移住・二地域居住の生活体験をすることができる、モデル住宅を建設する。

住宅建設にあたっては、夏の猛暑や冬の寒さ等の自然の脅威から身を守る高性能な住宅を体験することができ、またそれと同時に、CO2削減に向けた世界規模の活動や電気料金の高騰を受け、省エネかつ経済的な住宅であること。さらに、平時には省エネ体験・移住体験住宅として使用しながら、緊急時には災害用途として用いることもできる「社会的備蓄」としての側面も持ち合わせる住宅を建設することで、いつ起こるかわからない大規模自然災害への備え、社会全体のレジリエンス向上に寄与できるものと考えられる。

以上のことから、高い断熱性を備え、「社会的備蓄」としての側面も併せ持つ住宅を迅速に建設することで、町民の断熱への理解の醸成及び断熱リフォームの推進を図るとともに、移住者・二地域居住を増やし、関係人口の拡大を図ることを目的とする。

## 3. 発注方式

建設にあたっては、設計段階から施工業者の知識、技術、ノウハウ等を最大限発揮でき、また工期の短縮及びコスト縮減が期待できる「設計施工一括発注」を採用し、公募型プロポーザル方式により本要領にて提示する要求・条件を満たしかつ優れた技術提案等を広く求め、最も適した設計・施工業者を選定する。

## 4. 設計概要

### (1) 建設地概要

- ・所在地番：埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字六番1995番地（別添1）
- ・敷地面積：115.7㎡（別添2）
- ・都市計画：無し
- ・防火区域：無し
- ・その他：公営上水道、公共下水道区域

### (2) 施設概要及び要求・条件

- ・施設名称：横瀬町省エネルギー型お試し体験住宅（仮称）
- ・施設機能：戸建て住宅 木造平屋

- ・建物規模：住宅1戸（家族世帯（4人）程度を想定）
- ・予定価格：事業費 30,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内
- ・耐震性能：等級3以上
- ・断熱性能：UA 値 0.34w/m<sup>2</sup>K 以上
- ・建設工法：工場で製造し完成した建築パネルやユニットをその単位でトラック等にて輸送し建設地にて組み上げ迅速な建設が可能なシステム（モバイル建築）を用いた建設工法。
- ・その他要件：ガスは各社の提案とするが、提案する場合プロパンガスとすること。  
電力は秩父新電力とすること。  
夏季及び冬季の快適性を考慮した空調設備を設置すること。  
使用木材として埼玉県産材（秩父産材）を積極的に利用すること。  
内外装とも木材を積極的に採用すること。  
再生可能エネルギーの導入を検討し、可能な限り導入に努めること。  
家具及び家電製品については、家族世帯（4人）が快適に生活できる設備を設置すること。

### （3）予定工期

- ・設計期間：令和7年10月下旬～11月上旬
- ・建設工事：令和7年11月中旬～令和8年3月中旬
- ・発注者引渡し：令和8年3月下旬

## 5. 参加資格要件

- ・設計及び施工業者は、公告日において、令和7・8年度横瀬町建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者が行うこと。
- ・破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てがされていないこと。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ・役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ・その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- ・参加者の参加資格確認は、審査書類の提出日を基準として行う。但し、参加資格確認後、優先交渉権者決定日までに参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

## 6. 審査書類の提出

参加者は、審査に必要な書類を次のとおり作成し提出する。

### （1）提出物

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 参加資格確認申請書兼誓約書（様式2）

③ 設計者の業務実績（様式3）

④ 施工者の業務実績（様式4）

⑤ 技術提案書（様式任意）

1) 設計図書

- ・平面図、立面図、仕上表
- ・敷地配置図(事業全体)、建物イメージ図(事業全体)、見積書(設計監理料含む建設費)

2) 次の課題に対する考え方を記載すること。

- ・事業全体の工期を短縮する工夫、合理的かつ革新的な建設工法の提案

(2) 提出先及び提出期限等

1) 提出先

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地  
横瀬町役場 2階（6 番窓口） 環境課 環境衛生グループ  
電子メールアドレス kankyou@town.yokoze.saitama.jp

2) 提出方法

持参 又は 電子メール

3) 提出期限

プロポーザル参加表明書：令和7年9月19日（金） 17 時まで

プロポーザル参加表明書以外の審査書類：令和7年10月1日（水） 17 時まで

(3) プロポーザル提案書の作成要領

- ・「技術提案書（様式任意）」は、A3用紙2枚以内に記載すること。ただし、見積書は別途A4用紙20枚以内にまとめること。
- ・「技術提案書（様式任意）」の作成にあたっては、基本的な考え方について簡潔に説明すること。
- ・提出書類は横使い、横書き、片面使用とし、左綴りしたものとする。
- ・書類については着色彩色を可とし、表紙には提出業者の名称を記載するものとする。
- ・提出するプロポーザル提案書は、1事業者1提案に限る。
- ・提出書類の変更、差し替え、再提出は、町が指示する場合を除き、認めない。

7. 審査・選定の手順

(1) 選定方法

本事業は、各提案の中から価格及び価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用し、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

1) 一次審査

技術提案書の内容について書類審査し、二次審査の対象となる事業者を3者程度選定する。  
一次審査結果は、令和7年10月3日（金）に電子メールで通知する。

※一次審査通過者のみ二次審査（プレゼンテーション）に参加できる。

## 2) 二次審査

一次審査通過者により、提案書等に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

- ・日 時：令和7年10月9日（木）
- ・会 場：横瀬町役場
- ・時 間：提案内容説明：30分、質疑応答：20分  
（事前準備及び後片付けは時間に含まない）
- ・参加人数：5名以内
- ・審査結果：令和7年10月10日（金）～令和7年10月15日（水）の間に電子メールで通知(予定)

## (2) 選定スケジュール（予定）

- ・公募期間：令和7年9月12日（金）～令和7年10月1日（水）まで
- ・プロポーザル参加表明書提出期限：令和7年9月19日（金） 17時まで
- ・質問書提出期限：令和7年9月19日（金） 17時まで
- ・審査書類提出期限：令和7年10月1日（水） 17時まで
- ・一次審査の開催日：令和7年10月2日（木）
- ・結果通知：令和7年10月3日（金）
- ・二次審査の開催日：令和7年10月9日（木）
- ・結果通知：令和7年10月10日（金）～令和7年10月15日（水）
- ・契約締結（目標）：令和7年10月20日（月）

## (3) 質疑

- ・質疑事項は質問書（様式5）を用い、事務局宛てにメールにて提出すること。
- ・質問書の提出は、令和7年9月19日（金）17時までとし、以後は受け付けない。
- ・質疑の回答書は参加希望者に対して同内容をメールにて回答する。
- ・質疑に対する回答書の内容は本要領の追加、または修正とみなすものとする。

## (4) 現地確認

現場説明会を行わないため現地確認が必要な場合は、事務局まで連絡すること。日程調整が可能な場合のみ担当者が現地を案内することとする。

## (5) 審査等について

- ・一次審査及び二次審査を厳正かつ公平に行うため、「横瀬町省エネルギー型お試し体験住宅建設プロジェクト 設計施工者選定公募型プロポーザル審査委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、審査、選定を行う。
- ・選定委員会は、事務局が選定した審査委員6名程度にて構成する。
- ・選定委員会は、提案者が提出した審査書類及び提案者によるプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。
- ・応募が1事業者の場合であっても選定を行う。
- ・審査結果は、提案者に文書により通知する。
- ・選定委員会の審査により選定された優先交渉権者とは、発注者と支払方法や支払時期等を協議したのち、請負契約を締結する。

(6) プロポーザル参加に係る留意事項

- 本プロポーザル参加者は、町への審査書類の提出をもって、本要領等の記載内容及び条件を承諾したものとする。
- 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- 参加者から提出された書類は返却しないものとする。
- 提出された書類は選定等の作業に必要な範囲において、事務局にて複製を作成する。
- 町が提示した図書の著作権は町に帰属し、その他審査書類の著作権は各参加者に帰属する。なお町は、本事業において、公表時には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、提案に関する提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- 町が本事業に関して参加希望者等に対し提供する資料は、本事業に関するプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

8. 問い合わせ先

〒368-0072

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地

横瀬町 環境課 (担当：浅見・若林)

電話 0494-25-0118

E-mail kankyou@town.yokoze.saitama.jp

(受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

## 別添1 建設地位置図

建設地(地番)横瀬町大字横瀬1995番地(旧役場庁舎跡)

横瀬町役場

横瀬郵便局

秩父警察署横瀬駐在

北  
↑  
西 — 東  
↓  
南

30 m

[illegible]